



いまこそ 「憲法9条守れ」 「小田原市平和都市宣言を生かせ」 の一致点で力を合わせましょう

—「小田原市無防備・平和都市条例」案についての見解—

小田原市3月議会に「小田原無防備平和条例をめざす会」のみなさんが直接請求した無防備平和都市条例（案）は賛成少数で不採択となりました。採決に当たり日本共産党小田原市議団を代表し田中議員が討論に立ち以下のごとく見解を表明しました。

日本共産党小田原市議団

署名された多くの市民の思いを重く受け止めます

ただいまの総務民生常任委員会委員長報告に対して日本共産党市議団を代表し討論を行います。

議案第44号小田原市無防備平和都市条例の制定については有権者の50分の1という署名を集め直接請求によって条例案を提出されたことにまず心から敬意を表するものです。またこの条例案は憲法が改悪されることで戦争ができる国へと強められていることに危機感を抱き、憲法を守るため、戦争に協力しない平和なまちづくりを推進するための条例を制定することを意図とし、条例案を提出されたと理解するところです。請求代表者の意

見陳述にもありましたように誰もが戦争のない平和な日本を強く願っていると思います。今回の直接請求の成立が何よりも物語っていると思います。有効署名の7千4百71筆にはお1人おひとりが心から平和を願って心を込めて署名され、この運動に携わった方たちは人一倍平和を願い行動をされてこられたことと思います。その平和を願う思いを心から重く受け止めさせていただくものです。そして日本共産党市議団も平和への願いや思いは同じであることを改めて表明いたします。

小田原市平和都市宣言を生かし 平和施策の充実を求めます

さて条例案の中身についてですが、第4条の平和事業の推進・予算の計上というところでは賛同できるものがあります。小田原市は平和都市宣言を掲げていますがその事業の充実やそれを上回るさらなる発展は重要だと考えます。平和に関する事業についてはお金の問題ではないと副市長は答

弁されていきました。今回の条例案にあるような提案は平和施策の充実ということでは有効かと考えます。例えばこのような充実を図るとなると現在の予算の枠では到底できることではありません。ぜひ事業充実に見合った予算とすべきではないかということを申し述べさせていただきます。

提案された条例案は 憲法9条と相容れないのではないのでしょうか

次に条例案と憲法の立場の問題点について述べます。条例案の前文および第1条から第4条までは国が憲法を改悪し日本を戦争する国に変えようとするさまざまな策動が強められていることに危機感を抱くなかで、平時からそのような策動を許

さず戦争に協力しない平和なまちづくりを進めようとする思いがあることについては私どもも承知



2008年4月 号外

議会活動報告紙
日本共産党小田原市議団
日本共産党小田原市議団ホームページ
<http://jcpodawara.kun.jp/>

をしているところです。ただし日本は戦争をしないと定めた憲法があるなかで、戦時を想定した条文を条例に盛り込むことは憲法と相容れない問題があると考えます。

とりわけ第5条国際人道法の積極的運用の条項には大きな問題があります。ジュネーブ諸条約第1追加議定書の批准については日本共産党も国際社会で武力紛争が発生し市民が紛争に巻き込まれ大きな犠牲を生み出す恐れが生じた時、その犠牲を最小限に食い止めるためのものとして人道的立場から賛成しました。しかしそのことと憲法9条を持つ日本において、ジュネーブ諸条約第1追加議定書を適用することとは異なります。ジュネーブ諸条約第一追加議定書59条による無防備地域宣言

とは外国が攻めてきたとき、市内にある武力および武装勢力を排除し、そのうえで外国の軍隊に対しては占領、軍制、徴用を認め一切抵抗しない、その代わりに市民を攻撃しないという約束をとるといったものです。提案されている小田原市無防備平和都市条例案はこのような戦争状態になることを想定し、あらかじめそれに備え条例を制定しようとするものです。またそれをよりどころに平時における戦争に協力しない平和なまちづくりを進めようと意図していると承知するところです。

憲法9条のあるわが国において、以上のような備えは全く相容れないものです。さらには今回の条例案の中身は憲法9条の理念から大きくかけ離れるものだということです。

憲法は日本を戦場にさせない力

ご存知のように憲法9条には戦争の放棄、9条2項では戦力の不保持について謳われています。戦争の放棄とはまさに戦争につながることを放棄し、戦力の不保持とはそれにまつわる武力の一切を持たないということです。条例案の第5条にあるようなジュネーブ諸条約第1追加議定書第48条、同58条および第59条のような状態、つまり、日本を戦場にさせないために存在するのが憲法9条です。戦争にならないことを決めた憲法9条がある下で戦争状態にあってからの条例を決めなければならぬほど大きな矛盾はなく、そこには道理が通らない隔たりがあることも事実です。国の最高法規が憲法であり、9条は戦争とは無縁なものです。この憲法9条を守り通すことが戦争を寄せ付

けない最大の平和を確保しつづけることになると考えます。

確かに9条を変えていこうとする改憲勢力は武力攻撃事態法などあの手この手で改悪に的を絞ってきています。しかし昨年は史上初といわれたインド洋での海上自衛隊による米艦船などへの給油をストップさせ、神奈川でいえば米軍再編強化に反対する横須賀、相模原、座間、厚木での地域ぐるみの運動が大きく実を結んできています。国民の平和への願いは改憲勢力を押し返しています。国民保護計画は市町村に有事の際の計画をつくらせるなど市民の平和が脅かされてきていますが平成17年市議会12月定例会で日本共産党市議団はきっぱりとこの関係条例には反対をしました。

いまこそ、「憲法9条を守れ」の一致点で力を合わせましょう



田中りえ子議員 原田としじ議員 関野たかし議員

法律相談・市政・生活相談は下記へご連絡ください

/Fax

住所

関野たかし 42 - 0316 曾我岸90
原田としじ 48 - 4931 南鴨宮2-24-14
田中りえ子 35 - 5389 扇町1-6-2

(市議団控室は 33 - 1789)

Eメール(代表) tanakarieko@nifty.com

今大切なことは9条を守る1点で1人でも多くの方が手を携えることではないでしょうか。全国で神奈川県内でも9条を守る運動が大きく広がり「9条の会」は6千とつづられています。この条例案はこうした9条を守ろうとする国民的世論と運動には受け入れがたいものとなっています。

日本共産党市議団は以上のことを申し述べ議案第44号無防備平和都市条例については賛成できないことを表明するとともに委員長報告には賛成し賛成討論と致します。